

梅雨のような天気が続きましたが、13日以降は晴・曇と

1ヶ月予報では、数日単位で天気が変わると・・・

13日以降はしばらく雨なしの予報。動きやすい時に生保活用を

「アテとフンドシは向こうから外れる」、天気予報も似たようなものですが、梅雨のような雨続きも一服、13日からしばらくは、晴れ間ものぞくようです。しかし、1ヶ月予報では、数日単位で天気が変わるとされていますので、雨の降る数日と晴れ間のある数日とが交互にあり、やがて梅雨入りとなるようです。沖縄・奄美では、4月30日頃、すでに梅雨入りしています。これは、平年より9日から11日ほど早かったですという事です。

近畿の昨年の梅雨入りは、6月13日頃(平年は6月7日頃)ですから、梅雨入りを昨年並みと見れば、現在、1ヶ月前ということになります。沖縄・奄美の梅雨入りは、平年より早かったことを考えると、近畿でも、5月末には、梅雨入りしてもおかしくないと考えられます。人というものは、大抵、雨にぬれることを嫌う傾向があります。中には、「ワシは雨が降ると、傘さしてウロウロするのが好きでたまらない」という人や「少々雨、かもうてられへん、競争相手が少なくてカッ、ひろいやすい。雨、ええがな」という人もいます。

かもしれませんが、そう多くは居ないと思います。雨が降り続くと、たいていの人は動きが鈍くなり、気が塞ぎがちになるのではないのでしょうか。

特に今年の雨は、福島原発の放射能物質飛散の問題があり、小さい頃、「放射能雨で頭がはげる」心配をした世代は、ソレがよみがえって、例年以上に雨を避ける事に注意深くなっているのではないのでしょうか。勿論、今のところ、近畿地方では「放射能雨」を心配しなればならない具体的な情報は、まだないので、過度に心配することはないのでしようが。

雨が好きか嫌いかは別にしても、天気の良い方が、動きやすいのは確かです。生活保護申請をするために、市更相へ行ったり、アパート探しをするためにウロウロするのなら、明日から続くと予想される、雨の1服休みの内にはどうでしょうか。夜間宿舎や炊き出しを利用する原因は、簡宿に泊まるお金や食堂で食べるためのお金がないからでしょうが、生活保護法では、毎月一定の収入(約12万円)が得られない人に対して、生活費を支給することになっています。市立更生相談所が相談窓口です。

あらためて、生活保護制度とは・・・

年齢	生活扶助基準			住宅扶助額 上限(上限内 で実費支給)	1ヶ月扶助 額(単身世 帯で家賃上 限額の例)
	1類(年齢で 決まります)	2類(世帯の人 数で決まりま す。この場合 は1人世帯)	生活扶助 合計額(1 類と2類の 合計)		
20～40歳	40,270円	43,430円	83,700円	42,000円	125,700円
41～59歳	38,180円		81,610円		123,610円
60～69歳	36,100円		79,530円		121,530円
70歳以上	32,340円		75,770円		117,770円

生活保護制度とは、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費と比較して、収入が最低生活費に満たない場合(たとえば、62歳であれば、月額121,530円に満たない場合、56歳であれば、月額123,610円に満たない場合、)に、申請により生活費を足して

もらえる制度です。住民票のある場所でなく、現在いる場所の役所が窓口になります。夜間宿所利用者やセンター周りで野宿している人は、大阪市立更生相談所(市更相)が窓口となります。

1. 制度の趣旨 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatsuhogo.html> (厚生労働省 ホームページより)

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

3. 生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

(1) 保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

[1] 資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。(補注：ただし、すぐ買い手があらわれないなど、売れるのを待っている間、生活に困る場合は別です。)

[2] 能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。(補注：現に働いていても、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費に満たない収入しか得られない人は、基準額との差額を補ってもらえます。失業している人は、まず生活保護を受けて、職探しの努力をしてくださいという意味です。)

[3] あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。(補注：年金の受給資格のある人は、受給手続きをしてくださいということ。年金が月額にして3万円とか6万円、あるいは9万円であれば、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費との差額を補ってもらえます。)

[4] 扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。(補注：長く付き合いがない、援助してもらおうと共倒れになるなどの事情もあると思います。あくまでも相手に余裕があって「援助を受けられる場合」です。)

(今、アパート・マンション等で生活していない人は、手続きが済む間(2週間程度)、施設で待つこととなります。その間に、住むアパート・マンション等を探すこととなります。)